

議案第 6 7 号

交野市職員定数条例等の一部を改正する条例について

交野市職員定数条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年 1 0 月 9 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されること等に伴い、関係する条例について所要の改正等を行いたいため。

交野市職員定数条例等の一部を改正する条例案

交野市職員定数条例等の一部を改正する条例

(交野市職員定数条例の一部改正)

第1条 交野市職員定数条例(昭和30年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「任用された職員」の次に「(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(交野市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 交野市職員の分限に関する条例(昭和30年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項中「交野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第8号)第25条」を「他の条例」に改める。

(交野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 交野市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地域手当」の次に「の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(交野市職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第5条 交野市職員の勤務時間に関する条例(昭和30年条例第12号)の一部を次

のように改正する。

題名を次のように改める。

交野市職員の勤務時間等に関する条例

第1条中「法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「勤務時間」を「勤務時間等」に改める。

第2条の見出し中「勤務時間」を「1週間の勤務時間」に改め、同条第1項中「、1週間について40時間を超えない範囲内において規則で定める」を「、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「地方公務員法」を「法」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、パートタイム会計年度任用職員」を加え、同条第2項中「8時間を超えない範囲内において、」を「7時間45分の」に、「再任用短時間勤務職員」を「パートタイム会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員」に、「8時間を超えない範囲内で」を「7時間45分を超えない範囲内で」に改める。

第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「パートタイム会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員」に改め、同項ただし書中「8日の週休日」を「8日（パートタイム会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上）の週休日」に改める。

第5条中「割り振ることができる」を「割り振ること（以下「半日勤務時間の割り振り変更」という。）ができる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、半日勤務時間の割り振り変更を行うことができない。

第7条の2第1項中「第16条第4項」の次に「（交野市会計年度任用職員の給

与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第 9 条において準用する場合を含む。）又は同条例第 20 条第 4 項」を、「時間外勤務手当」の次に「又は時間外勤務に係る報酬」を加え、「第 8 条第 1 項」を「次条第 1 項」に改める。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

（委任）

第 9 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、職員の勤務時間に関し必要な事項は、規則で定める。

（職員の休暇）

第 10 条 職員の休暇については、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

（交野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第 6 条 交野市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）

（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又

は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。)

当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が出産を理由として勤務しなかった場合(規則で定める場合に限る。))における当該勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに

相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児

休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第5号中「市長」を「任命権者」に改め、同条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする

こと。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第5条の2の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第6条の前の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における給料月額調整）」に改め、同条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第7条に見出しとして「(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)」を付する。

第8条の前の見出しを「(部分休業をすることができない職員)」に改め、同条を次のように改める。

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)とする。

- (1) 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第11条を第12条とする。

第10条に見出しとして「(部分休業の承認の取消事由)」を付し、同条を第11条とする。

第9条に見出しとして「(部分休業をしている職員の給与の取扱い)」を付し、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(部分休業の承認)

第9条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、交野市職員の勤務時間等に関する条例(昭和30年条例第12号)第7条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 職員(非常勤職員を除く。)が育児又は介護を理由として勤務しない場合(規則で定める場合に限る。)における当該職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を下らない範囲内で規則で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児又は介護を理由として勤務しない場合(規則で定める場合に限る。))にあつては、当該減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該勤務しない時間を減じ

た時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(交野市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

第7条 交野市職員の厚生制度に関する条例(平成21年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第22条第5項」を「第22条の3第4項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 前号の職員のほか市長が特に認める職員

(交野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第8条 交野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(交野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 交野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、第24条に規定する職員」を削り、「及び同条例第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を「のうち小学校の講師(以下「任期付教育職員」という。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」に改める。

第3条の2中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第3条の3中「交野市職員の勤務時間に関する条例」を「交野市職員の勤務時間等に関する条例」に、「勤務時間条例」を「勤務時間等条例」に、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第3条の5の見出し中「任期付常勤職員等」を「任期付常勤職員」に改め、同条第1項を次のように改める。

任命権者は、任期付常勤職員(任期付教育職員を除く。以下この項において同じ。)の職務を給料表に定める職務の級のうち1級に格付するものとし、その号

給を当該任期付常勤職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

第3条の5第2項中「任期付常勤職員のうち、小学校の講師（以下「任期付教育職員」という。）」を「任期付教育職員」に改め、同条第3項中「任期付教育職員の号給」を「、任期付教育職員の号給」に改める。

第3条の6中「任期付短時間勤務職員」を「交野市一般職の任期付職員の採用に関する条例第4条各項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」に、「前条第1項の」を「前条第1項の号給の」に、「勤務時間条例第2条第3項」を「勤務時間等条例第2条第4項」に、「の規定による規則で定める」を「に規定する」に改める。

第12条第4項及び第15条第1項中「勤務時間条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第16条第2項中「100分の185」を「100分の185）」に改め、同条第4項及び第5項中「勤務時間条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第17条第2項第2号中「勤務時間条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第19条第2項中「、第16条及び第17条第1項」を「、第16条、第17条第1項、第17条の2並びに第23条の3第1項及び第2項」に改める。

第23条の3第1項中「勤務時間条例」を「勤務時間等条例」に改める。

第24条を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第24条 会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

第26条の3第2項中「第10条」を「第9条」に改め、「（第3条の5第2項に規定する任期付教育職員を除く。）」を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「第10条」を「第9条」に改め、同項を同条第3項とする。

別表第1備考中「第24条に規定する職員」を「会計年度任用職員」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4 削除

（交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第10条 交野市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条」の次に「及び交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第15条」を加える。

（交野市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第11条 交野市職員の退職手当に関する条例（昭和47年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「除く。」の次に「）及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（」を加える。

（交野市職員旅費条例の一部改正）

第12条 交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「非常勤職員」の次に「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員」を加える。

（企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例の一部改正）

第13条 企業職員の給与の種類及び基準等に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（会計年度任用企業職員の給与）

第4条 前2条の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される職員
給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される職員
給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当及び退職手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、交野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）及び交野市職員の退職手当に関する条例の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員の職務の級及び号給の切替え）

2 第 9 条の規定による改正後の交野市一般職の職員の給与に関する条例第 3 条第 2 項に規定する任期付常勤職員（同項に規定する任期付教育職員を除く。）及び同条例第 3 条の 6 に規定する任期付短時間勤務職員のうち、令和 2 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一と認められる職務に従事するものの切替日における職務の級は、同条例別表第 1 に定める職務の級のうち 1 級とし、その号給は、切替日の前日に適用を受けていた第 9 条の規定による改正前の交野市一般職の職員の給与に関する条例別表第 4 の各級の給料月額と同額に相当する号給とする。

（交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

3 交野市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 3 2 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「交野市職員の勤務時間に関する条例」を「交野市職員の勤務時間等に関する条例」に改める。